

新基地建設反対名護共同センター ニュース

新基地阻止へ連帯確認! 県民大行動 来月は10周年

雨天の中五五〇人余

名護市辺野古の新基地建設に抗議する第四二回県民大行動(主催・オール沖縄会議)が、六月一日(土)に米軍キャンプシユフゲート前で開催され、雨天の中五五〇人が参加しました。

挨拶で、ロウソクを灯し平和を訴える「ピース・キャンドル」を二〇年間家族で続けてきた瀬高出身の大学四年生の渡具知和奏さんが体験を語りました。

二歳から家族と一緒に活動を続けてきましたが、「二〇年間の半分は活動の意味がわからなかった」と語り、考え方が変わったのは機動隊に語った「子どもたちの自身にも関わることだ。その未来を親と一緒に守らないでどうするか」と言い放った父親の言葉だったそうです。大学生活では、アフリカ・ルワンダで沖縄の平和運動を伝える等、これからは自分でできることで、「自分達が平和を伝える番」と参加者を力強く励まし大きな拍手が響きわたりました。

新基地建設に反対し、辺野古周辺の住民が起した訴訟では、福岡高裁那覇支部が一審判決を取り消し「原告適格」を認めました。代理人弁護士赤嶺朝子弁護士は、「当たり前であることを認めさせるのに五年かかったが、闘わないと得られなかった」と評価しました。



高裁那覇支部が原告適格認める! 辺野古訴訟で初めて!

国の違法を問う実体審理に門を開く画期的判決! 国は上告するな!

5月15日、福岡高裁那覇支部(三浦隆志裁判長)は、辺野古埋立承認を巡る「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟(2019年提訴)」の控訴審で、住民4人の原告適格を認める判決を下した。原告適格を否定して一審判決を取り消し、那覇地裁に審理を差し戻す判断を行ったのである。これまで辺野古を巡る訴訟は県と国の訴訟も含め、ことごとく門前払いされてきた中で画期的判決であり、地に落ちた司法への信頼回復の第一歩でもあった。原告団・弁護団、そして傍聴に訪れた多くの市民・県民は、めったにない

「勝訴」の喜びに沸いた。むろん、判決は入り口を開けただけであり、知事の撤回を取り消した国土交通大臣の判決の違法性を問う裁判はこれからである。高裁で敗訴した国は最高裁に上告して逃げるのではなく、正面から訴訟に向き合うべきであり、また、那覇地裁には今後、三権分立を踏まえた正当な審理・判断を求めるものである。(住民の訴訟原告団事務局・浦島悦子)



住民の原告適格を認めた高裁判決に対し国が上告受理申し立てをしたことに強く抗議する!(声明文)

国は5月28日午後、5月15日の福岡高裁判決を不服として、最高裁に上告受理の申し立てを行った。

本訴訟は、国が沖縄県民の民意や地方自治をも踏みにじり、生物多様性の宝庫である辺野古・大浦湾の自然と周辺住民の生活を破壊する辺野古新基地工事、そのための埋め立てが、公有水面埋立法に照らして合法なのか、沖縄県の埋立承認撤回を行政不服審査法により取り消した国交大臣の判決が合法なのか否かの審理と判断を求めるものである。

国は、実質審理の中で自らの正当性と適法性を、真正面から正々堂々と主張し、司法の判断を仰ぐべきである。

最高裁に対しては、高裁判決によって開かれた実質審理への扉を再び閉ざすことのないよう、国の上告を受理しないことを要請する。

へり基地反対協議会・住民の訴訟原告団

米兵による少女暴行に、怒りのスタンディング!!

昨年一二月に米空軍兵が沖縄県内の少女に性暴力をふるい、今年三月に起訴され七月に初公判を控えていることが、六月二六日の報道でわかりました。

このことに強い憤りと悲しみを感じた女性たちの呼びかけに、名護・今帰仁・本部・東村などから約四〇人余がその日の夕方、名護市の「洋服の青山」前の交差点で抗議しました。

国頭郡区から県議に初当選した儀保ゆいさんがスタンディングに参加。「このニュースを聞いて思い出したのは、金武に住む同年代の女性から聞いた話です。『小さいころから周りでは米兵による性的暴行事件があった。でもそれを大人は声を出すことを許さなかった。大人になり今になってやっと言えるようになった。』」

今回の事件も同じです。私たちはこの女性たちの声を無視して沖縄の振興を進めていいのでしょうか。女性たちの犠牲の上に沖縄の経済を成り立たせていいのでしょうか。

今回少女が受けたことを思うと言葉になりません。この事件は少女だけでなく家族、その友人も傷ついているのです。このまま基地を存続させることを許すことはできません。名護市で進められている辺野古の新基地建設も大人の責任で止める必要があります。と訴えました。

また、この事件が六カ月余りも県民に知らされなかったことに対して「沖縄県民馬鹿にしている」、「怒り心頭!」と参加した方々が次々と声をあげました。

